

# 誘導灯消灯申請書

令和 年 月 日

(財)松戸市文化振興財団 様

申請者 (団体名及び代表者氏名)	
申請者連絡先	住所: 電話:
使用期間	
使用場所 (該当に○)	大ホール(1955席) 小ホール(516席)
催物名	
舞台責任者	所属 氏名
会場責任者	所属 氏名
誘導灯の種類	避難口誘導灯 ( )
消灯の理由	演出効果を高めるため
周知方法 (該当に○)	アナウンス その他( ) ※アナウンス原稿を添付して下さい。
(添付書類) 消灯タイムスケジュール アナウンス原稿 人員配置計画書	(消灯の条件) 「誘導灯消灯手続き」に記載のとおり。

## ※注意

- 消灯による事故については、(財)松戸市文化振興財団では一切責任を負いません。主催者の責任で十分な安全管理をおこなってください。
- 本番中であっても火災報知設備が作動した場合は、火災報知設備と連動して誘導灯が強制的に点灯します。
- 危険防止のために点灯が必要と認められる場合は、ホール職員の判断で主催者の承諾なく手動で点灯します。

(財)松戸市文化振興財団 承認欄		
局長	担当	受付

## 大・小ホール誘導灯消灯手続きのご案内

### 1 消灯申請可能な公演等

消防法上、誘導灯が消灯できるのは、上演中の誘導灯の点灯が鑑賞効果を阻害する場合、特に暗さが必要とされる場合に限られます。演出効果上等、必然的と判断される場合のみ申請してください。

### 2 手続き方法

1. 使用日までに、所定の「誘導灯消灯申請書」松戸市文化会館(森のホール21)に提出してください。

入場者の客層が高齢者や子供である場合など内容によっては消灯できない場合があります。可否を急ぐ場合は早めの提出をお願いします。

2. 添付書類として「消灯タイムスケジュール」「人員配置計画書：避難経路図係員配置計画表」が必要です。

### 3 誘導灯（避難口誘導灯）の消灯・点灯方法及び消灯範囲

1. 誘導灯は一括消灯となります。
2. 客席照明を残したままで、誘導灯のみを消灯することは出来ません。  
事前にホールの担当者に操作方法の説明を受け、その指示に従うこと。
3. 本番中であっても自動火災報知設備が作動した場合、自動火災報知設備と連動して誘導灯が強制的に点灯します。
4. 危険防止のため点灯が必要と認められる場合は、ホール担当者の判断で主催者の承諾なく手動で誘導灯を点灯します。

### 4 消灯の条件等

1. 誘導灯の点灯が演出上特に障害となる時間帯、誘導灯に限定すること。
2. 消灯時の入場者（観客）の入退場等については、入場者（観客）の出入りは禁止することが望ましい。ただし、これが出来ない場合は、主催者の責任において各扉に懐中電灯を所持した案内要員を配置する等、安全対策に万全を期すこと。
3. 公演開始前に場内放送により、入場者（観客）に対し誘導灯を消灯する旨を、周知すること。

### 5 公演開始前のアナウンス（例文） 下記の内容を文言を変更して構いませんので加筆願います

**【開演中は、舞台演出の都合により、ホール内の避難口誘導灯を消灯しますので、もう一度避難口を確認願います。  
なお、非常時におきましては、即時点灯いたします。】**

### ※注意！！

消灯による事故については、財団法人松戸市文化振興財団（森のホール21）では一切責任を負いません。主催者の責任で十分な安全管理をおこなって下さい。